

沖繩子供の貧困緊急対策事業（子どもの居場所の運営支援事業）  
（仮称）名護市学習支援教室の業務委託仕様書

本仕様書は、発注者である名護市（以下「甲」という。）が、請負業者（以下、「乙」という。）に発注する、（仮称）名護市学習支援教室運営業務（以下、「運営業務」という。）の仕様について定めるものである。

1 運営業務の履行内容

運営業務において次の業務を履行するものとする。

- (1) 学習支援教室の運営、開催日の調整に関すること
- (2) 学習支援教室の開催場所の確保、学習支援ボランティアの提供に関すること
- (3) 乙は出席簿等を作成し学習支援を受ける参加者（以下「参加者」）の人数報告などを適宜行い、運営業務を明らかにすること
- (4) 常勤職員（施設管理者）1名以上を配置すること
- (5) 前記各号に付帯関連する業務について

2 参加者の学習支援教室への参加までの手続き方法

- (1) 甲は、学習支援教室に参加申し込みのあった者に対し、直ちに内容を審査し参加の可否を決定し、乙に対し参加者の氏名等を報告する。
- (2) 乙は保険への加入手続きを行い、甲へ報告する。
- (3) 甲は参加者に対し、「学習支援参加証」を交付し、参加開始となる。

3 学習支援教室開催に関する取り決め

- (1) 原則、週2回以上の開催とするが状況に応じて変更もある。但し、変更は甲乙による協議の上決定する。
- (2) 開催場所は任意とするが、参加者が徒歩、自転車又は公共交通機関で安易かつ安全に参加できる場所を乙において確保するものとする。但し、変更がある場合は甲乙協議の上決定する。
- (3) 乙は、「事業実施要領」の内容をよく理解し、参加者の学力の定着や向上、社会性の育成を目指した学習の場や居場所を提供し、参加者の目標達成に向けた手助けができるよう心がけること。

4 学習支援にかかる費用に関する取り決め

参加者の学習支援教室への参加費は、原則無料とする。

5 業務報告書等に関する取り決め

- (1) 乙は、毎月、前月分までの運営業務活動状況を甲に報告すること
- (2) 業務遂行上必要があるときは、その都度報告すること

6 その他

- (1) 学習支援ボランティアに関しその責務として、参加者の人権を尊重し、参加者に関し知り得た情報を他にもらすことをしてはならない。
- (2) 乙は、参加者並びに学習支援ボランティアの安全に留意すること。

7 疑義等の決定

この仕様書の内容に疑義が生じたとき、又は定めのない事項について定める必要が生じたときは、甲乙協議の上定める。